

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第7区分
 【発行日】平成24年6月28日(2012.6.28)

【公開番号】特開2011-98805(P2011-98805A)
 【公開日】平成23年5月19日(2011.5.19)
 【年通号数】公開・登録公報2011-020
 【出願番号】特願2009-253905(P2009-253905)
 【国際特許分類】

B 6 6 B 23/24 (2006.01)

【F I】

B 6 6 B 23/24 C

【手続補正書】

【提出日】平成24年5月16日(2012.5.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

転送面が設けられた手摺本体部と、上記手摺本体部の幅方向両端部に設けられた一对の側壁部と、各上記側壁部から互いに近づく方向へ突出する一对の対向部とを有し、所定の移動経路上を移動可能な移動手摺、

上記転送面に接触する駆動ローラを有し、上記移動手摺を移動させる手摺駆動装置、及び

上記転送面に交差する軸線を中心として回転可能でかつ各上記対向部間の空間に配置された案内ローラを有し、上記手摺駆動装置の近傍に配置され、上記移動手摺の変位を上記移動手摺の幅方向について規制するガイド装置

を備えていることを特徴とする乗客コンベヤ。

【請求項2】

上記移動手摺の幅方向についての上記案内ローラの寸法は、上記移動手摺の幅方向についての上記駆動ローラの寸法よりも大きくなっていることを特徴とする請求項1に記載の乗客コンベヤ。

【請求項3】

上記ガイド装置は、上記手摺本体部からみて上記案内ローラと反対側の位置に配置され上記案内ローラから離れる方向への上記手摺本体部の変位を規制する支持ローラをさらに有していることを特徴とする請求項1又は請求項2に記載の乗客コンベヤ。

【請求項4】

上記案内ローラ及び上記支持ローラの少なくともいずれか一方は、トラスに対して着脱可能になっていることを特徴とする請求項3に記載の乗客コンベヤ。

【請求項5】

上記案内ローラの厚さ寸法は、上記対向部の厚さ寸法以上とされていることを特徴とする請求項1乃至請求項4のいずれか1項に記載の乗客コンベヤ。

【請求項6】

上記案内ローラの厚さ寸法は、各上記対向部の上記手摺本体部側の面と上記転送面との間の寸法よりも大きくなっていることを特徴とする請求項1乃至請求項5のいずれか1項に記載の乗客コンベヤ。

【請求項7】

上記案内ローラの位置は、上記移動手摺の幅方向について調整可能になっていることを特徴とする請求項 1 乃至請求項 6 のいずれか 1 項に記載の乗客コンベヤ。